

屈斜路湖の動力船規制における漁業等の取り扱いについて（HP 公開用）

屈斜路湖においては、無秩序な水上バイク等の利用が問題となっていました。自然公園法第20条第3項第17号に基づき、令和3年より屈斜路湖の水面全域において動力船を使用することが規制されています（令和3年4月9日官報告示、ただし施行は同年10月1日から。以降毎年4月1日から12月31日まで）。これらの問題のある動力船の使用を制限する一方で、地域の産業として従来から営まれている漁業については、地域住民の生活に支障をきたさないよう、以下の取り扱いとします。

■規制対象外となる「漁業」について

屈斜路湖の水面全域については、自然公園法に基づいて動力船を使用することが規制されていますが、「漁業を営むために動力船を使用すること」は、規制の対象外となっています（自然公園法施行規則第12条第29の20号）。

屈斜路湖においては、漁協が設立されるまでの暫定的な取扱いとして、以下に該当する者を「漁業を営む者」として、弟子屈町が環境省に対し証明することで、漁業を営むことを目的とした動力船の使用を認めることとします。

将来的に屈斜路湖で漁協が設立された場合には、当該漁協による産業のみを漁業として取り扱うこととし、この取扱いは規制が施行された令和3年10月1日からの5年間のみの運用とします。

＜「漁業を営む者」の考え方＞

○屈斜路湖において、営利目的かつ継続的に魚介類を採捕又は養殖し、その事業により得られた所得を適切に申告し、納税を行っている者（過去3年分の納税証明を添付）で、弟子屈町の求めに応じ漁の詳細について開示することが可能な者。

なお、漁を行った場合は、その年の漁の終了後に漁獲量を弟子屈町に報告すること。

○弟子屈町内において検討が進められている屈斜路湖における漁協設立に向けた任意団体の立ち上げにあたり、同団体へ参画する意思または同団体立ち上げ等により屈斜路湖における漁業の取扱いが地域において定められた場合はその取扱いに従う意思を表明している者。

○上記の2つを満たすことについて、弟子屈町が環境省に対して証明することができる者。

※なお、弟子屈町外に在住されている方につきましては、環境省阿寒摩周国立公園管理事務所までお問合せください。

お問い合わせ先

- ・弟子屈町役場 環境生活課 TEL：015-482-2934（課直通）
- ・弟子屈町役場 農林課 TEL：015-482-2936（課直通）
- ・環境省 阿寒摩周国立公園管理事務所 TEL：015-483-2335